



発行 東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (二件) …………… (環境局環境改善部化学物質対策課) …… 一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除 (三件) …………… (同) …… 三

告示 (選)

- 政治団体の届出 …………… 六
- 政治団体の届出事項の異動の届出 …………… 七
- 政治団体の解散の届出 …………… 〇
- 資金管理団体の指定の届出 …………… 二
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出 …………… 二
- 資金管理団体の取消しの届出 …………… 三

公告

- 登録販売者試験の実施 …………… (福祉保健局健康安全部業務課) …… 三

告示

● 東京都告示第九百八十号

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年七月二十一日

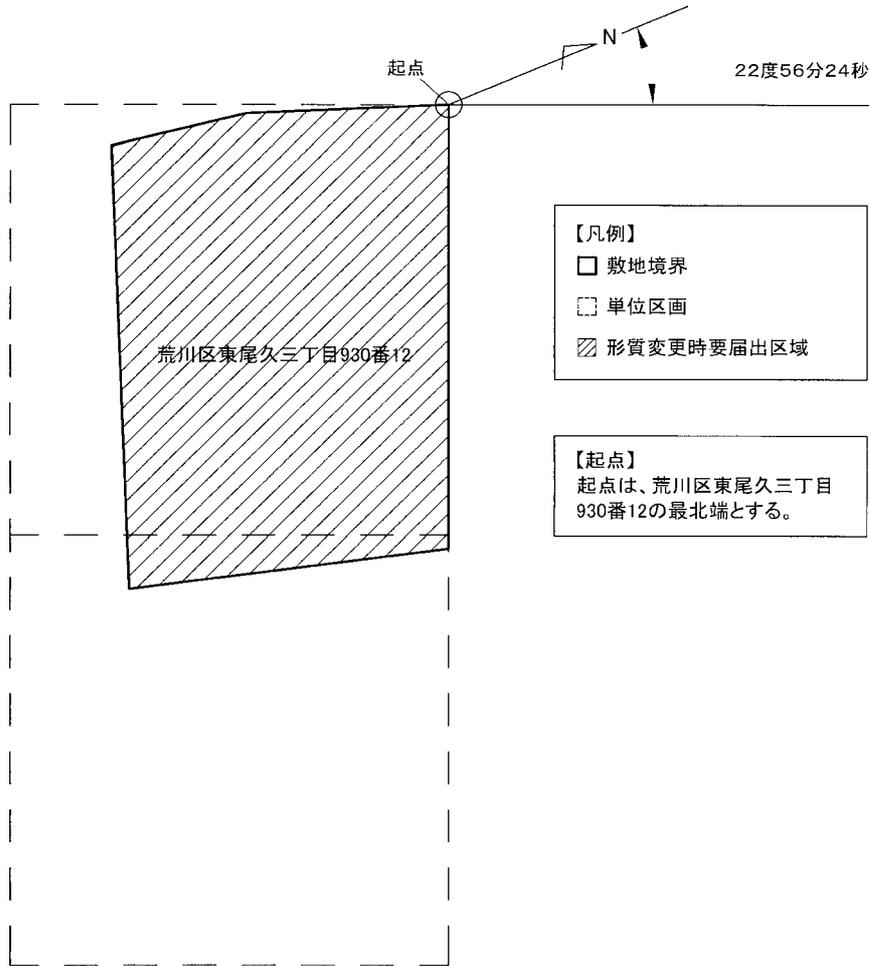
東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (荒川区東尾久三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【格子の回転角度(22度56分24秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百八十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

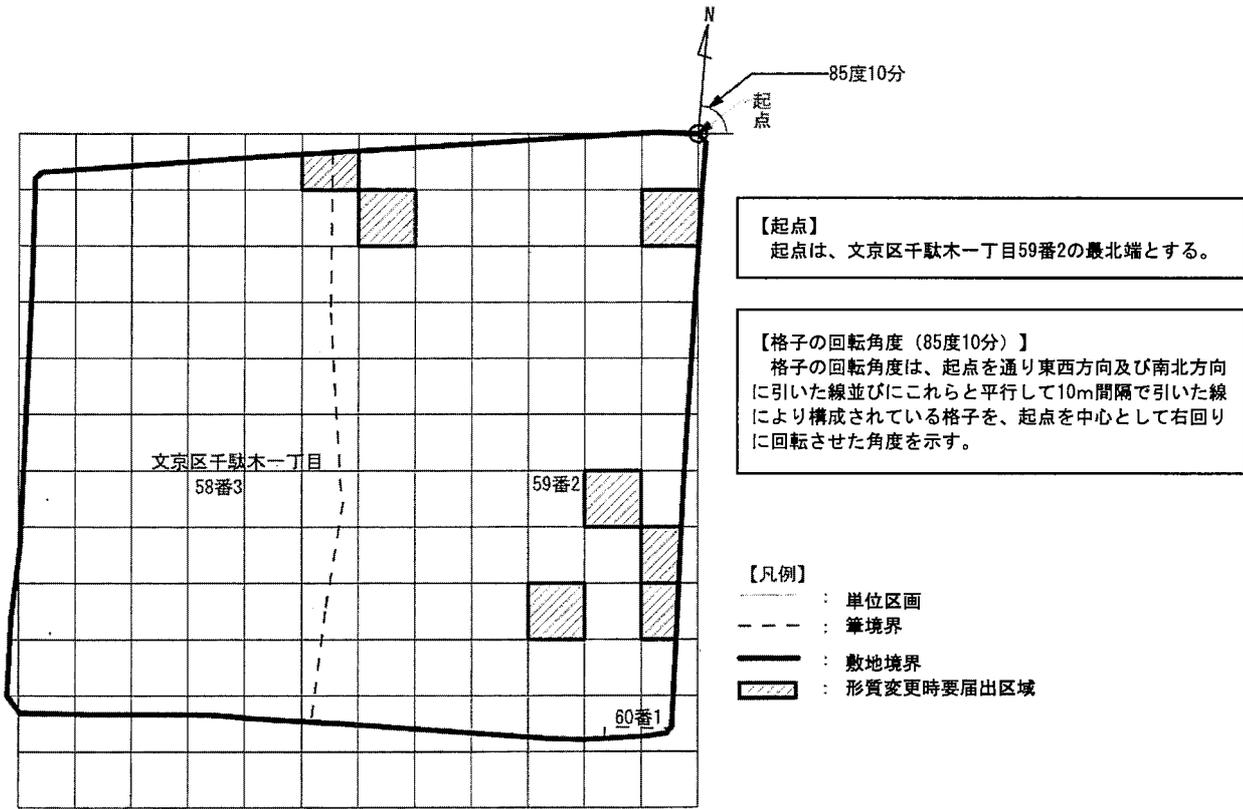
令和二年七月二十一日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(文京区千駄木一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

別図



●東京都告示第九百八十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第二百五十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年七月二十一日

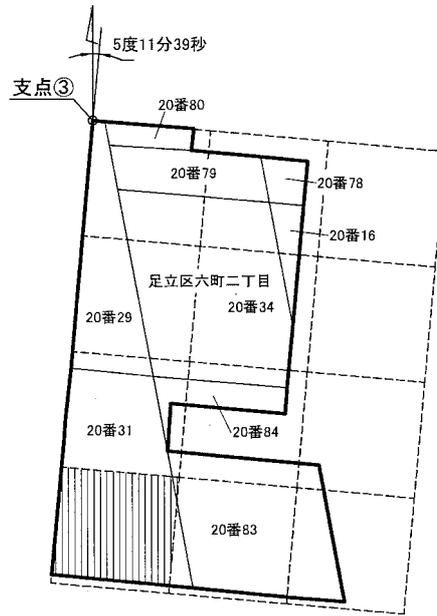
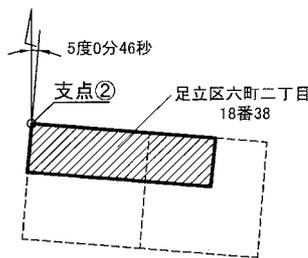
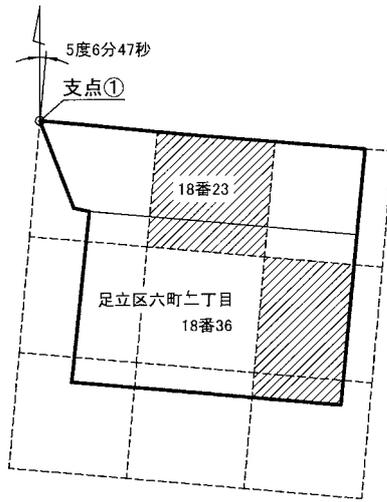
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区六町二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【支点】

- ① 支点①は、足立区六町二丁目18番23の最北端とする。
- ② 支点②は、足立区六町二丁目18番38の最北端とする。
- ③ 支点③は、足立区六町二丁目20番29の最北端とする。

【格子の回転角度】

- ① 5度6分47秒
- ② 5度0分46秒
- ③ 5度11分39秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 敷地境界
- 筆境界
- - - 単位区画
- ▨ 指定を解除する区域
- ▨ 形質変更時要届出区域  
(令和元年東京都告示第825号により指定した区域)

●東京都告示第九百八十三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第三十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年七月二十一日

東京都知事 小池 百合子

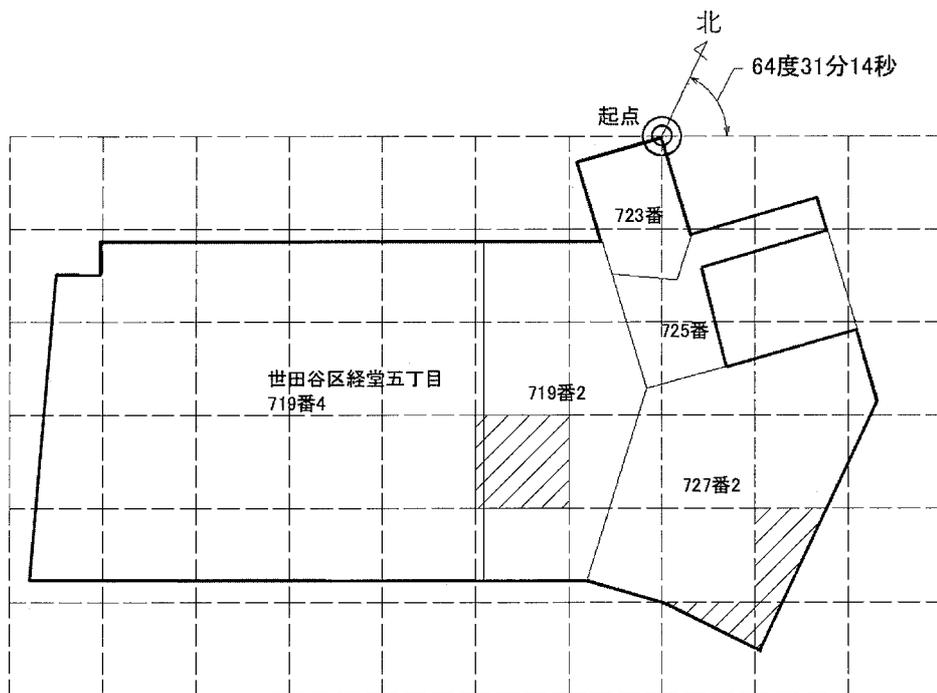
一 指定を解除する区域 別図のとおり(世田谷区経堂五丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 敷地境界
- 筆境界
- - - 単位区画
- ▨ 指定を解除する区域

【起点】  
 起点は、世田谷区経堂五丁目723番の最北端とする。

【格子の回転角度(64度31分14秒)】  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百八十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第九百二十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年七月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

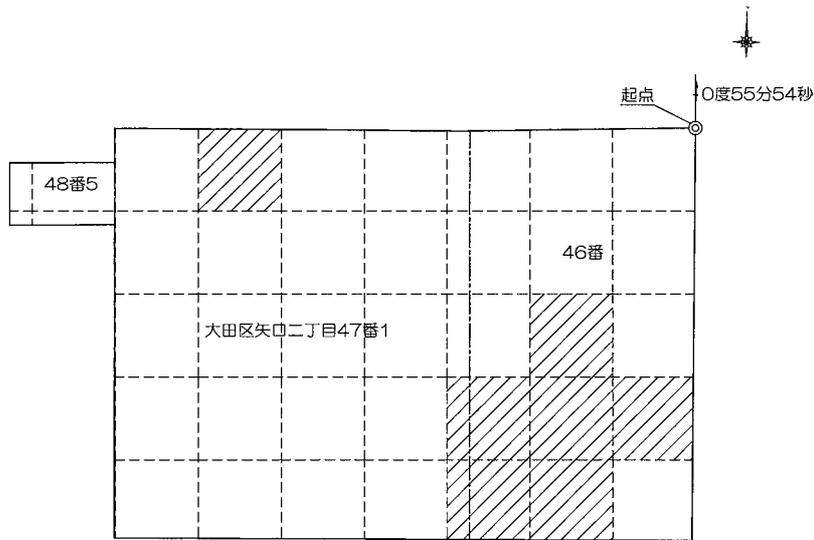
一 指定を解除する区域 別図のとおり(大田区矢口二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 クロロエチレン、一・二・ジクロロエチレン、ふっ素及びその化合物並びにポリ塩化ビフェニル

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【起点】  
 起点は、大田区矢口二丁目46番の最北端とする。

【格子の回転角度（0度55分54秒）】  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡 例	
	敷地境界
	筆境界
	単位区画
	指定を解除する区域

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六  
 条第一項（同法第六条の三の規定によりその例によること  
 とされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があ  
 ったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称  
 等を次のとおり公表する。

令和二年七月二十一日

東京都選挙管理委員会

## 1 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

## (1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
岸野智康後援会	岸野 智康	芳賀 晋之輔	渋谷区円山町23-9	R2. 4. 27
河野ようすけ後援会	河野 庸介	沢田 昭夫	大島町差木地1	R2. 4. 20
幸せのオレンジウェーブ	岩橋 健一	小川 貫	武蔵野市吉祥寺本町3-1 3-24	R2. 4. 7
新憲法政策研究会	宮本 瑞樹	鈴木 考将	千代田区平河町1-2-2	R2. 4. 23
仁公会	仁平 公昭	仁平 公昭	足立区舎人5-5-3	R2. 4. 8
中野総合政策研究所	渡邊 武	渡邊 武	中野区東中野3-23-8	R2. 4. 1
山田ひでき後援会（はなみずぎ）	木崎 雄一	伊藤 順子	板橋区前野町2-27-8	R2. 3. 16

## ●東京都選挙管理委員会告示第八十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七  
条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出が  
あったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のと  
おり公表する。

令和二年七月二十一日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
国民民主党東京都第2区総支部	高山 泰三	代表者の氏名	高山 泰三	青柳 雅之	R2. 4. 20
国民民主党東京都第16区総支部	水野 素子	代表者の氏名	水野 素子	川合 孝典	R2. 4. 1
		公職の種類(第一号)	衆議院議員	参議院議員	R2. 4. 1
		主たる事務所の所在地	江戸川区西葛西5-6-23	千代田区永田町1-11-1	R2. 4. 13
自由民主党東京都新宿区第二十四支部	大門 幸恵	主たる事務所の所在地	新宿区南山伏町1-22	新宿区若松町38-22	H31. 4. 1
自由民主党東京都第十九選挙区支部	松本 洋平	会計責任者の氏名	柏原 隆宏	柏原 由里絵	R2. 4. 10
自由民主党東京都日野市第2支部	古賀 誠彦	代表者の氏名	古賀 誠彦	古賀 俊昭	R2. 3. 9
		会計責任者の氏名	古賀 誠彦	古賀 俊昭	R2. 3. 9
自由民主党東京都文京区第二十五支部	松平 雄一郎	主たる事務所の所在地	文京区水道1-2-5	文京区後楽2-5-1	R2. 3. 25
自由民主党東京都郵政政治連盟支部	福嶋 浩之	会計責任者の氏名	池田 淳一	畑尾 隆廣	R2. 4. 1
自由民主党羽村総支部	橋本 弘山	会計責任者の氏名	秋山 義徳	富松 崇	R2. 3. 1
自由民主党日野総支部	土方 尚功	主たる事務所の所在地	日野市大字日野988	日野市多摩平6-38-5	R2. 4. 17
		代表者の氏名	土方 尚功	古賀 俊昭	R2. 3. 9
		会計責任者の氏名	梅田 俊幸	土方 尚功	R2. 4. 17

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
いけさんと市民の声をつなぐ会	池尻 成二	政治団体の名称	いけさんと市民の声をつなぐ会	いけじり成二と練馬区政を語る会	R2. 4. 1
一秀会	杉山 貴雄	主たる事務所の所在地	練馬区豊玉北5-23-11	練馬区豊玉南3-19-15	R2. 4. 7
		会計責任者の氏名	佐竹 京子	菅原 黎子	R2. 4. 7
大田区の未来を考える会	松原 元	主たる事務所の所在地	大田区上池台3-25-3	大田区上池台1-19-8	R1. 7. 1
区民をないがしろにする“無責任”と闘う会	河村 大介	政治団体の名称	区民をないがしろにする“無責任”と闘う会	区民をないがしろにする無責任から、社会や政治を取り戻す会	H31. 4. 1

コミュニティソリューション研究会	甚野 謙	政治団体の名称	コミュニティソリューション研究会	いのちの水と暮らしを守る会	R2. 4. 6
		会計責任者の氏名	甚野 謙	後藤 正	R2. 4. 6
笹本由紀子とささの葉の会	笹本 由紀子	主たる事務所の所在地	渋谷区笹塚2-43-7	渋谷区代々木2-23-1	R2. 3. 31
市民の声ねりま	岩瀬 剛史	会計責任者の氏名	高口 陽子	池尻 成二	R2. 4. 1
菅原一秀後援会	本橋 義雄	主たる事務所の所在地	練馬区豊玉北5-23-11	練馬区豊玉南3-19-15	R2. 4. 7
		会計責任者の氏名	佐竹 京子	菅原 黎子	R2. 4. 7
世田谷区政研究会	下山 芳男	主たる事務所の所在地	世田谷区上馬4-2-5	世田谷区等々力5-4-2	H31. 4. 30
		代表者の氏名	下山 芳男	山口 裕久	H31. 4. 30
		会計責任者の氏名	荻野 健司	和田 秀寿	H31. 4. 30
多摩市の明日を考える会	遠藤 千尋	主たる事務所の所在地	多摩市関戸4-11-7	多摩市東寺方1-1-10	R1. 7. 1
		会計責任者の氏名	遠藤 千尋	赤井 恭平	R1. 7. 1
東京地方本部つげ芳文後援会	福嶋 浩之	会計責任者の氏名	池田 淳一	畑尾 隆廣	R2. 4. 1
東京都医師政治連盟浅草支部	佐々木 聡	会計責任者の氏名	山田 英明	関戸 俊樹	H31. 3. 26
藤條たかゆき友の会	藤條 堯之	会計責任者の氏名	藤條 義之	藤條 綾	R2. 4. 30
とくしげ雅之東京地方本部後援会	福嶋 浩之	会計責任者の氏名	池田 淳一	畑尾 隆廣	R2. 4. 1
中野総合政策研究所	渡邊 武	主たる事務所の所在地	中野区東中野3-23-8	中野区東中野3-1-3	R1. 10. 1
中山ひろゆき後援会	中山 寛進	主たる事務所の所在地	台東区雷門1-12-12	台東区浅草1-1-7	R2. 4. 3
原田けんいち後援会	原田 賢一	会計責任者の氏名	原田 三枝子	落合 俊昭	R2. 3. 1
松平雄一郎後援会	松平 雄一郎	主たる事務所の所在地	文京区水道1-2-5	文京区後楽2-5-1	R2. 3. 25
郵政政策研究会東京地方本部	福嶋 浩之	会計責任者の氏名	池田 淳一	畑尾 隆廣	R2. 4. 1
洋々会	松本 洋平	会計責任者の氏名	柏原 隆宏	柏原 由里絵	R2. 4. 10

●東京都選挙管理委員会告示第九十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七  
七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があつた  
で、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり  
表示する。

令和二年七月二十一日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
NHKから国民を守る党東京都墨田区支部	神足 重治	R2. 3. 5
国民民主党東京都参議院選挙区第1総支部	水野 素子	R2. 4. 13
自由民主党東京都日野市第2支部	古賀 誠孝	R2. 3. 9

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者	解散年月日
古賀俊昭を応援する「帯の会」	本部 皓允	R2. 3. 9
新憲法政策研究会	宮本 瑞樹	R2. 3. 31
高山こういち後援会	高山 晃一	R1. 12. 31
土屋和樹と未来を変える友の会	土屋 和樹	R2. 3. 31
原千代と未来へ歩く会	原 千代	R2. 3. 27

●東京都選挙管理委員会告示第九十一号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十  
 九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつ  
 たので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称  
 等を次のとおり公表する。

令和二年七月二十一日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出 をした者（代表者） の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
岸野 智康	都議会議員	岸野智康後援会	渋谷区円山町23-9	R2. 4. 24
河野 庸介	町長	河野ようすけ後援会	大島町差木地1	R2. 4. 15
渡邊 武	区議会議員	中野総合政策研究所	中野区東中野3-23-8	R2. 4. 1

●東京都選挙管理委員会告示第九十二号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十  
 九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の  
 異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定  
 により、次のとおり公表する。

令和二年七月二十一日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
池尻 成二	いけさんと市民の声をつなぐ会	政治団体の名称	いけさんと市民の声をつなぐ会	いけじり成二と練馬区政を語る会	R2. 4. 1
遠藤 千尋	多摩市の明日を考える会	主たる事務所の所在地	多摩市関戸4-11-7	多摩市東寺方1-1-10	R1. 7. 1
中山 寛進	中山ひろゆき後援会	主たる事務所の所在地	台東区雷門1-12-12	台東区浅草1-1-7	R2. 4. 3
渡邊 武	中野総合政策研究所	主たる事務所の所在地	中野区東中野3-23-8	中野区東中野3-1-3	R1. 10. 1

●東京都選挙管理委員会告示第九十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第九  
九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった  
旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に  
より、次のとおり公表する。

令和二年七月二十一日

東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
佐野 礼治	佐野れいじ後援会	R1. 5. 1
高山 晃一	高山こういち後援会	R1. 5. 1
土屋 和樹	土屋和樹と未来を変える友の会	R2. 3. 31

公 告

登録販売者試験の実施について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の八第一項の規定により登録販売者試験を次のとおり実施する。

なお、令和二年四月十七日付東京都公報で公告した登録販売者試験は中止する。

令和二年七月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 試験日

令和二年十二月二十日（日曜日）

二 試験の時間

午前十時から午後三時三十分まで

三 試験場所

大正大学東鴨キャンパス（豊島区西巢鴨三丁目二十番一号）、東京外国語大学府中キャンパス（府中市朝日町三丁目十一番一号）、武蔵大学江古田キャンパス（練馬区豊玉上二丁目二十六番一号）及び早稲田大学早稲田キャンパス（新宿区西早稲田一丁目六番一号）

受験しようとする者が多数あった場合には、他にも試験場所を設ける。

四 試験方法

筆記試験

五 申請書類

（一）受験願書（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和三十六年

東京都規則第七十六号。以下「細則」という。）別記様式第九号による。）

（二）写真台帳（細則別記様式第十号に縦四・五センチメートル、横三・五センチメートル、出願前六月以内に撮影した無帽、上半身、正面向きの写真を貼り付けたもの）

六 試験手数料

一万三千六百元

七 申請書類の受付期間

郵送による申請書類のみ受け付ける。

令和二年八月三十一日（月曜日）から同年九月十一日（金曜日）（当日消印有効）まで

八 郵送場所

郵便番号 一六三―八六九六 日本郵便株式会社 新宿郵便局留 東京都福祉保健局健康安全部業務課 令和二年登録販売者試験担当

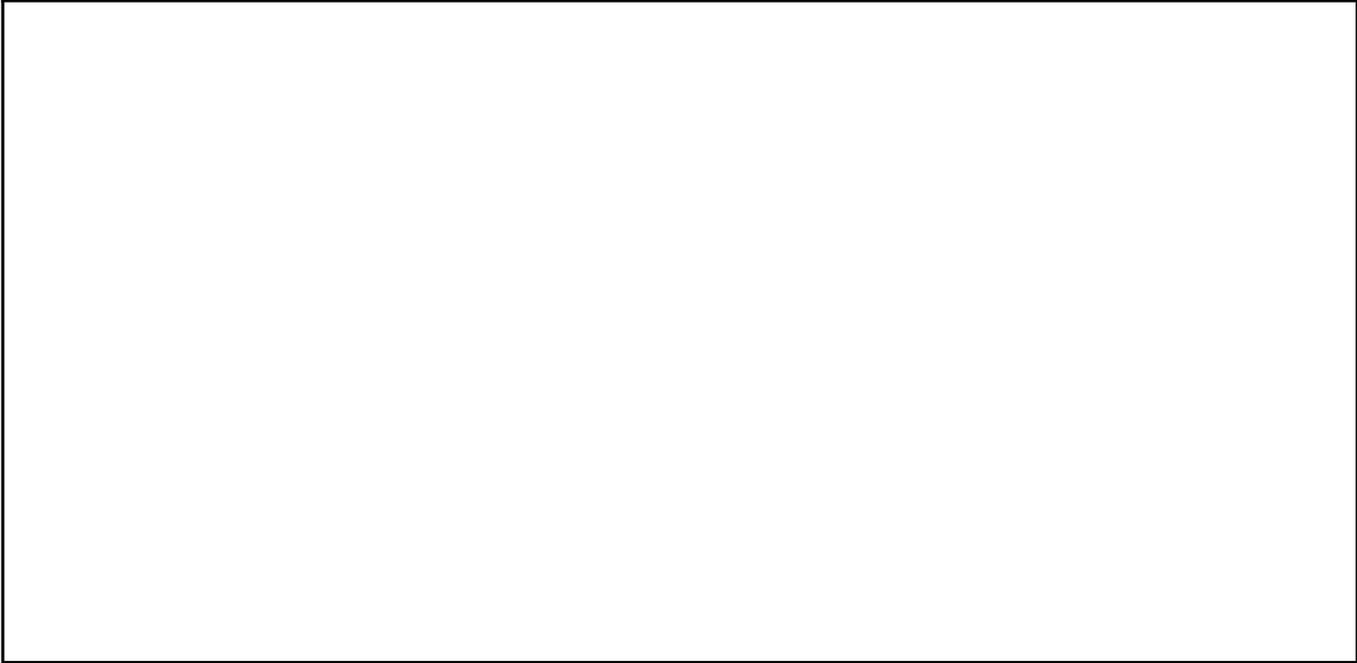
九 その他

（一）問合せ先

東京都福祉保健局健康安全部業務課登録販売者試験担当

電話〇三（五三三〇）四五二二

（二）試験案内及び受験願書用紙等は、東京都福祉保健局健康安全部業務課、都内各保健所及び島しょ保健所各出張所において、令和二年八月二十五日（火曜日）から配布する。



発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月  
五〇円  
六、六〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山二丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001



この用紙は、再生紙のうえに  
リサイクルされています。

